

岡山県備前保健所長表彰基準

功 労 別	表彰の種類	対 象 者	表 彰 基 準	県における表彰	担当課名	備 考
栄養改善事業功労	所長表彰状	個人（栄養士）	次の1または2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45才以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。	知事表彰 保健福祉部長表彰	保健課	
栄養指導業務功労	所長表彰状	個人（栄養士）	現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあつて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45才以上であること。 3 現職にある者。	知事表彰 保健福祉部長表彰	保健課	
栄養士養成功労	所長表彰状	個人（栄養士養成従事者）	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあつてはその代表者）、施設長または教職員であつて栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上（教職員にあつては12年以上）であること。 2 年齢が45才以上であること。 3 現職にある者。	知事表彰 保健福祉部長表彰	保健課	
優良特定給食施設	所長表彰状	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないこと。	知事表彰 保健福祉部長表彰	保健課	
がん征圧事業功労	所長感謝状	個人	次の各号の一に該当するもの。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、原則として8年以上で年齢45才以上の者。	知事感謝状 保健福祉部長感謝状	保健課	
		団体	1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し、著しい功績があった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。			